

# A 登録講習の概要と受講申込方法

## 1. 登録講習の概要

### ① 登録講習について

資格試験に合格した方が主任者登録を受けようとするときは、登録講習機関が行う講習で、主任者登録の申請の日前6ヵ月以内に行われるものを受けなければなりません。

貸金業務取扱主任者講習は、日本貸金業協会が貸金業法(昭和58年法律第32号)第24条の36の登録を受け実施する登録講習(法第24条の25第2項の規定に基づく講習)です。

主任者登録の有効期限は、登録日から3年です。登録の更新を受けなければ、期間の経過によって主任者の登録は、抹消されます。(主任者登録が抹消された場合でも、資格試験合格の資格が失効することはありません。)

### ② 受講資格

資格試験に合格した方で、主任者登録(登録の更新を含む)を受けようとする方。

※試験に合格した日から1年以内に主任者登録を受けようとする場合は、登録講習の受講は免除されています。

注:主任者登録の申請の受理から登録の完了まで、標準処理期間として、通常2ヵ月を要しますので、資格試験の合格日から10ヵ月を経過した場合は登録講習の受講が必要となります。

### ③ 受講料

受講料は、16,230円です。(うち消費税額 1,475円 適用税区分10%) 登録番号 T5-0104-0500-7114

※eラーニング講習・会場講習とも同額です。 ※払込に係る費用はご本人負担となります。

協会が受講申込を受理した後は、次の場合を除いて受講料の返還はいたしません。

- 1.協会の責に帰すべき事由等により受講できなかった場合
- 2.天災等の理由により受講できなかった場合

なお、受講料の返還を申請する場合は、所定の手続きが必要となります。

### ④ 身体に障がい等のある方への配慮について

身体に障がい等があるため、受講上の配慮をご希望される方は、受講申込を行う前に、『登録講習に関するお問合せ窓口』(03-6450-3023)までご連絡ください。

### ⑤ 講習科目と時間割(会場講習の場合)

時限	時間	講習科目	主な内容
	9:00~		受付開始
	9:30~ 9:40		受講説明
1	9:40~10:50	貸金業に関する法令に関する科目(その1)	■貸金業法、利息制限法及び出資法に関する直近の改正内容の解説 ・講習テキスト講義 ・ケーススタディ解説
	10:50~11:00	休憩	
2	11:00~11:50	貸金業に関する法令に関する科目(その2)	■民法、商法その他関係法律で、貸付け及び貸付けに付随する取引に関する規定に関する直近の改正内容の解説 ■資金需要者等の保護に関する解説 ■財務及び会計に関する解説 ・講習テキスト講義 ・ケーススタディ解説
	11:50~12:50	昼食休憩	
3	12:50~14:10	貸金業に関する法令に関する科目(その3)	・理解度テストの実施と解説 ・質疑応答
	14:10~14:30	休憩	
4	14:30~15:50	実務に関する科目 (その1)	■貸付けに関する実務動向の解説 ・講習テキスト講義 ・ケーススタディ解説 ■債権管理に関する実務動向の解説 ■債権回収に関する実務動向の解説 ・講習テキスト講義 ・ケーススタディ解説
	15:50~16:10	休憩	
5	16:10~17:30	実務に関する科目 (その2)	・理解度テストの実施と解説 ・質疑応答
	17:30~17:40		

※上記時間割等については、一部変更する場合があります。

※eラーニング講習のカリキュラムについては、協会ホームページの「eラーニング受講」のアイコン内の「eラーニング受講の手引き」をご確認ください。